

議案第 1 2 3 号

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条を第 9 条とする。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市長は、一般廃棄物処理業の許可証（更新許可証を含む。）、許可事項の変更許可証又はこの業に従事する者の従業員証の交付又は再交付を受ける者から次に定める手数料を徴収する。

第 6 条を第 8 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（廃棄物の持ち去りの禁止等）

第 7 条 市長又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 回収団体を構成する者又は回収団体が資源ごみを譲渡する契約をした者以外の者は、回収団体が資源ごみの集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源ごみを持ち去ってはならない。

3 市長は、第 1 項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源ごみを持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

第 5 条第 2 項中「排出するもの」を「排出する者」に、「その他」を「その他の」に改め、同条第 3 項中「占有者等」を「土地又は建物の占有者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「を一般廃棄物」を「として、一般廃棄物」に、「と、基

本計画」を「及び基本計画」に改め、同条第2項中「始めに」を「初めにそれぞれ」に改め、同条を第4条とする。

第2条第1項中「当該地」を「当該土地又は建物」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源ごみ 一般廃棄物のうち、再生利用が可能なものをいう。
- (2) 集団回収 自治会、育成会等の団体（市長が指定した者に限る。以下「回収団体」という。）が、自主的に資源ごみを収集し、又は運搬し、事業者に引き渡す活動をいう。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

理 由

資源ごみ等の持去りを防止するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p><u>第2条</u> この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>資源ごみ</u> 一般廃棄物のうち、再生利用が可能なものをいう。</p> <p>(2) <u>集団回収</u> 自治会、育成会等の団体（市長が指定した者に限る。以下「回収団体」という。）が、自主的に資源ごみを収集し、又は運搬し、事業者に引き渡す活動をいう。</p> <p>(清潔の保持)</p> <p><u>第3条</u> 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定に定めるもののほか、<u>当該土地又は建物</u>に面する歩道等の清掃を行う等その清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(一般廃棄物の処理計画)</p> <p><u>第4条</u> 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画として、<u>一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の計画について、基本計画については定めたとき、実施計画については毎年度の<u>初めにそれぞれ告示するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(一般廃棄物の自己処理)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>(占有者の義務)</p> <p><u>第6条</u> (略)</p> <p>2 市長は、規則で定める多量の一般廃棄物を<u>排出する者</u> に対し、当該一</p>	<p>(清潔の保持)</p> <p><u>第2条</u> 土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定に定めるもののほか、<u>当該地</u>に面する歩道等の清掃を行う等その清潔の保持に努めなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(一般廃棄物の処理計画)</p> <p><u>第3条</u> 市長は、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画を<u>一般廃棄物</u>の処理に関する基本的事項について定める基本計画と、<u>基本計画の実施のために必要な毎年度の事業について定める実施計画を定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の計画について、基本計画については定めたとき、実施計画については毎年度の<u>始めに</u> 告示するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(一般廃棄物の自己処理)</p> <p><u>第4条</u> (略)</p> <p>(占有者の義務)</p> <p><u>第5条</u> (略)</p> <p>2 市長は、規則で定める多量の一般廃棄物を<u>排出するもの</u> に対し、当該一</p>

一般廃棄物の減量化計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他の必要な事項を指示するものとする。

3 土地又は建物の占有者は、第1項の一般廃棄物に次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

(1)～(4) (略)

(廃棄物の持去りの禁止等)

第7条 市長又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 回収団体を構成する者又は回収団体が資源ごみを譲渡する契約をした者以外の者は、回収団体が資源ごみの集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源ごみを持ち去ってはならない。

3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源ごみを持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

。

(一般廃棄物処理業許可証等交付手数料)

第8条 市長は、一般廃棄物処理業の許可証(更新許可証を含む。)、許可事項の変更許可証又はこの業に従事する者の従業員証の交付又は再交付を受ける者から次に定める手数料を徴収する。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(技術管理者の資格)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

一般廃棄物の減量化計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示するものとする。

3 占有者等は、第1項の一般廃棄物に次に掲げる廃棄物を混入してはならない。

(1)～(4) (略)

(一般廃棄物処理業許可証等交付手数料)

第6条 一般廃棄物処理業の許可証の交付(更新許可証の交付を含む。)若しくは許可事項の変更許可証の交付又はこの業に従事する者の従業員証の交付若しくは再交付を受ける者から次に定める手数料を徴収する。

(1)～(6) (略)

2 (略)

(技術管理者の資格)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)